

建築物

ゾーン	まちとみちの景観（市街化区域等）		農と緑と水の景観（市街化調整区域）
	「屋敷」と「郷中」の景観	新しいまち並みの景観	ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の景観・岸辺の景観
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な施設やまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 神社、仏閣、それと一体となった境内林などとの調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 坂道、路地などに残る風情に配慮し、これを損なわないよう努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿道や駅前地区（以下「商業地」という。）においては、大規模施設による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。 住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうまい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。 工業地においては、周辺環境への影響に配慮する。 近代産業遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 衣浦湾の岸辺（以下「岸辺」という。）においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。
敷地配置	現状の敷地の規模・形状を保つよう努める。	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。
	現状の緑地面積を維持するよう努める。	道路側は境界から後退し、緑化や公共空間の充実が可能になるよう努める。 商業地においては、周囲とのファサードの連続性を考慮する。	道路側は境界から後退し、緑化や公共空間の充実が可能になるよう努める。
外構	敷地内には樹木や花壇を設け、四季を感じられるよう努める。	敷地内には樹木や花壇を設け、四季を感じられるよう努める。	敷地内には樹木や花壇を設け、四季を感じられるよう努める。
	塀、柵等を設ける場合は、歩行者空間が魅力あるものとなるよう努める。 敷地を構成する石垣・地盤を改修する場合には、伝統的な材料・工法を用いるよう努める。	塀、柵等を設ける場合は、歩行者空間が魅力あるものとなるよう努める。	塀、柵等を設ける場合は、歩行者空間が魅力あるものとなるよう努める。
高さ	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮し、突出したものとならないよう努める。	遠景の視対象になる場合には、突出したものとならないよう努める。 「広がり」をもった風景の視点場からの眺望を阻害しないよう努める。	離れた視点場からの遠景の視対象になる場合には、突出したものとならないよう努める。 「広がり」をもった風景の視点場からの眺望を阻害しないよう努める。
	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮した形態とするよう努める。	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮した形態とするよう努める。	周辺の景観との調和に配慮した形態とするよう努める。
形態・材料	周辺の建築物の規模に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。	周辺の建築物の規模に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。	周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。
	周辺の歴史的な建築物を構成する材料や工法と調和するよう努める。 退色や汚損に耐え、美しく経年変化する材料を選択するよう努める。	退色や汚損に耐え、美しく経年変化する材料を選択するよう努める。	退色や汚損に耐え、美しく経年変化する材料を選択するよう努める。
色彩	ベースカラーは彩度、明度の低い色彩とし、その他の色は彩度、明度の高い色彩の使用を避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	ベースカラーは彩度、明度の低い色彩とし、その他の色は彩度、明度の高い色彩の使用を避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	ベースカラーは彩度、明度の低い色彩とし、その他の色は彩度、明度の高い色彩の使用を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
	アクセントカラーの使用に際しては、面積を限定し、使用する色彩相互のバランスと調和を図るよう努める。	アクセントカラーの使用に際しては、面積を限定し、使用する色彩相互のバランスと調和を図るよう努める。	アクセントカラーの使用に際しては、面積を限定し、使用する色彩相互のバランスと調和を図るよう努める。
附属設備等（※）	附属設備等は道路等の公共空間から見えないよう設置場所に配慮する。	附属設備等は道路等の公共空間から見えないよう設置場所に配慮する。	附属設備等は道路等の公共空間から見えないよう設置場所に配慮する。
	屋上や外壁に設置する附属設備等は、目立たないよう努める。	屋上や外壁に設置する附属設備等は、目立たないよう努める。	屋上や外壁に設置する附属設備等は、目立たないよう努める。
緑化	敷地内の緑化に努める。	敷地内の緑化に努める。	敷地内の緑化に努める。
照明	屋外では穏やかな光源の使用に努める。	屋外では穏やかな光源の使用に努める。	屋外では穏やかな光源の使用に努める。

（※）市街化区域等：市街化調整区域内で地区計画を定めている区域や5ha以上の住宅開発による市街地を含む。

附属設備等：車庫、自転車置場、倉庫、給水塔、設備機械室等をいう。

工作物

ゾーン	まちとみちの景観（市街化区域等）		農と緑と水の景観（市街化調整区域）
	「屋敷」と「郷中」の景観	新しいまち並みの景観	ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の景観・岸辺の景観
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な施設やまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 神社、仏閣、それと一体となった境内林などとの調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 坂道、路地などに残る風情に配慮し、これを損なわないよう努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、大規模施設や屋外広告物による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。 住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。 工業地においては、周辺環境への影響に配慮する。 近代産業遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 岸辺においては、台地や対岸等、離れた視点場からの遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。
設置場所	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。		
形態 ・ 材料	<p>周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮した形態とするよう努める。</p> <p>退色や汚損に耐えるような材料を選択するよう努める。</p>		
色彩	<p>ベースカラーは彩度、明度の低い色彩を基本とする。</p> <p>周囲の景観及びまち並みと調和し、圧迫感や違和感を軽減する配色に努める。</p>		
緑化	敷地内の緑化に努める。		
照明	屋外では穏やかな光源の使用に努める。		

（※）市街化区域等：市街化調整区域内で地区計画を定めている区域や5ha以上の住宅開発による市街地を含む。

開発行為

ゾーン	まちとみちの景観（市街化区域等）		農と緑と水の景観（市街化調整区域）
	「屋敷」と「郷中」の景観	新しいまち並みの景観	ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の田園景観・岸辺の景観
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な施設やまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 神社、仏閣、それと一体となった境内林などとの調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 坂道、路地などに残る風情に配慮し、これを損なわないよう努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、大規模施設や屋外広告物による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。 住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。 工業地においては、周辺環境への影響に配慮にする。 近代産業遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 岸辺においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。
法面 ・ 擁壁	現地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。	現地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。	現地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。
	材料や工法の工夫により、周辺との調和を図るよう努める。	材料や工法の工夫により、周辺との調和を図るよう努める。	材料や工法の工夫により、周辺との調和を図るよう努める。
緑化 ・ 既存樹木	敷地を構成する石垣・地盤を改修する場合には、伝統的な材料・工法を用いるよう努める。		敷地を構成する石垣・地盤を改修する場合には、伝統的な材料・工法を用いるよう努める。
	行為の結果生じた法面や敷地の外周などを緑化し、周囲の景観・生態系との調和を図るよう努める。	行為の結果生じた法面や敷地の外周などを緑化し、周囲の景観・生態系との調和を図るよう努める。	行為の結果生じた法面や敷地の外周などを緑化し、周囲の景観・生態系との調和を図るよう努める。
	敷地内にシンボルとなるような既存樹木がある場合は、それらの樹木を保全し、活かすよう努める。	敷地内にシンボルとなるような既存樹木がある場合は、それらの樹木を保全し、活かすよう努める。	敷地内にシンボルとなるような既存樹木がある場合は、それらの樹木を保全し、活かすよう努める。

(※) 市街化区域等：市街化調整区域内で地区計画を定めている区域や5ha以上の住宅開発による市街地を含む。

良好な景観の形成に支障をきたす恐れのある行為

ゾーン	まちとみちの景観（市街化区域等）		農と緑と水の景観（市街化調整区域）
	「屋敷」と「郷中」の景観	新しいまち並みの景観	ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の田園景観・ 岸辺の景観
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な施設やまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 神社、仏閣、それと一体となった境内林などとの調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 坂道、路地などに残る風情に配慮し、これを損なわないよう努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、大規模施設や屋外広告物による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。 住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。 工業地においては、敷地周囲を緑化するなどして、周辺環境からの見え方を意識するよう努める。 近代産業遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 岸辺においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>採取及び掘採等の行為が周囲から容易に望見できないよう、位置や方法などの工夫に努める。</p> <p>遮蔽板や生垣を設け、行為が周囲から容易に望見できないよう努める。</p> <p>稜線や山腹などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や樹木の保存に努める。</p> <p>行為の結果生じた法面を緑化し、周囲の景観との調和に努める。</p>		
木竹の植栽又は伐採	<p>周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採は必要最小限となるよう努める。</p> <p>遠景の視対象になる場合には、緑の連続性を損なわないようにするなど、既存の地域の景観を極度に損ねることがないように努める。</p>		
野外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>道路や公園等の公共空間から望見できないように、敷地の周囲に形態意匠に配慮した塀の設置や、周囲の自然環境やまち並みと調和した植栽による遮蔽に努める。</p>		
水面の埋立て又は干拓	<p>自然植生と調和し、生態系に配慮した植生の復元に努める。</p> <p>周辺樹木の生育に支障をきたさないよう努める。</p>		

(※) 市街化区域等：市街化調整区域内で地区計画を定めている区域や5ha以上の住宅開発による市街地を含む。

屋外広告物

愛知県屋外広告物条例及び同条例施行規則による「共通基準」「個別基準」に加え、以下の事に配慮する。

ゾーン	まちとみちの景観（市街化区域等）		農と緑と水の景観（市街化調整区域）
	「屋敷」と「郷中」の景観	新しいまち並みの景観	ぶどう畑のある田園景観・「根」と「狭間」の景観・岸辺の景観
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な施設やまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮する。 神社、仏閣、それと一体となった境内林などとの調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 坂道、路地などに残る風情に配慮し、これを損なわないよう努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、屋外広告物による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。 住宅地においては、禁止地域外にあっても、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。 近代産業遺産、近代化遺産が所在する地域においては、その文脈を継承・活用した景観形成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。 岸辺においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。

(※) 市街化区域等：市街化調整区域内で地区計画を定めている区域や5ha以上の住宅開発による市街地を含む。